平成２６年（フ）第５４３９号
東京都東村山市栄町３丁目５―20―101
債務者　新村　伸治
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４４３号
東京都町田市木曽東４丁目６―223
債務者　成田とし江
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４４６号
東京都世田谷区上馬１丁目32―５―503
債務者　水竹　崇夫
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４４７号
神奈川県横須賀市二葉１丁目36―７
債務者　坂元　智幸
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４５１号
東京都板橋区赤塚８丁目10―２―407
債務者　千田　五月
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４５２号
東京都足立区本木北町２―２―101
債務者　露木久仁子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４６１号
千葉県佐倉市西志津６丁目12―８
債務者　古橋　　彩（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４６２号
東京都町田市木曽東４丁目15―ロ―659
債務者　瀧原身知子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４７０号
東京都足立区六町１丁目13―18　Ｔ・Ｋハウス１―101
債務者　福澤　幸江
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４７２号
東京都豊島区池袋４丁目22―12―101
債務者　井戸向　滿
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４７３号
東京都豊島区池袋４丁目22―12―101
債務者　井戸向愛子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４７５号
東京都中央区月島３丁目26―８―1026
債務者　田村　真理
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４８１号
東京都葛飾区東金町４丁目39―３―307
債務者　石川　朝子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４８４号
東京都葛飾区奥戸２丁目40―８―302　ＴＯＰ立石第５
債務者　石川　功司
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４８５号
東京都足立区西新井本町１丁目14―11―301
債務者　片山　久子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４８６号
東京都板橋区西台１丁目36―３
債務者　宮脇　龍将
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部